

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 18



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則 (※)
(人事課取扱い) 1
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(人事課取扱い) 26

規 則

鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第32号

鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則 (昭和 29 年鹿児島県規則第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 第 1 号イ中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に、「第 28 条の 5 第 1 項に」を「第 22 条の 4 第 1 項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別記第 1 号様式備考 1、別記第 1 号様式の 2 備考、別記第 1 号様式の 3 備考 1 及び別記第 1 号様式の 4 備考中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給料の調整額に関する規則 (昭和 32 年鹿児島県規則第 76 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「(目的)」を付し、同条中「第 13 号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第 2 条に見出しとして「(支給職及び支給額)」を付し、同条第 2 項を次のように改める。

2 職員 (次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第 1 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第 2 条に次の 3 項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第 1 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年鹿児島県条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。)第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数

- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数
- (3) 育児休業法第 18 条第 1 項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号）第 2 条の 3 の規定により任期を定めて採用された職員 勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数
- 4 前 2 項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第 2 に掲げる額
- (2) 前項第 1 号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第 3 に掲げる額
- 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額額の 100 分の 25 に相当する額を給料の調整額とする。
- 第 3 条に見出しとして「（給料の切替えに伴う経過措置の適用を受ける職員の給料の調整額）」を付し、同条中「前条第 2 項」を「第 2 条第 5 項」に、「）」を「）」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（端数計算）

第 3 条 前条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定による給料の調整額並びに同条第 4 項に規定する調整基本額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（給料の調整額に関する経過措置）」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（給与条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

- 3 当分の間、給与条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条第 4 項の規定の適用については、同項第 1 号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。
- 4 当分の間、給与条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員に対する別表第 2 の適用については、同表中「1 号給 7,645 円、2 号給 7,708 円、3 号給 7,776 円、4 号給 7,839 円、5 号給 7,902 円、6 号給 7,969 円、7 号給 8,037 円」とあるのは「1 号給 5,350 円、2 号給 5,395 円、3 号給 5,445 円、4 号給 5,485 円、5 号給 5,530 円、6 号給 5,580 円、7 号給 5,625 円」と、「1 号給 8,865 円、2 号給 8,950 円、3 号給 9,040 円、4 号給 9,126 円、5 号給 9,220 円、6 号給 9,310 円」とあるのは「1 号給 6,205 円、2 号給 6,264 円、3 号給 6,327 円、4 号給 6,390 円、5 号給 6,453 円、6 号給 6,516 円」とする。
- 別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 2 条関係）

調 整 基 本 額 表

ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,600 円
2 級	6,500 円
3 級	7,700 円
4 級	8,200 円
5 級	8,700 円
6 級	9,500 円
7 級	10,700 円

8 級	11,700円
9 級	13,200円

イ 医療職給料表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

ウ 医療職給料表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円
7 級	11,000円

エ 医療職給料表（三）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円

（鹿児島県職員の通勤手当支給規則の一部改正）

第3条 鹿児島県職員の通勤手当支給規則（昭和33年鹿児島県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ア中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「第28条の2第1項」及び「（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削り、同号ウ中「又は第2号」を削る。

第16条の3第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

（職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第4条 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「額と」を「額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と」に改め、同条第1号中「（次号において「育児短時間勤務職員等」という。）」、「（次号において「算出率」という。）」及び「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、同条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額）」、「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」及び「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削る。

本則に次の1条を加える。

第6条 給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部改正）

第 5 条 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則（昭和 36 年鹿児島県規則第 119 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の前に見出しとして「（支給期間及び支給額）」を付し、同条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

第 7 条の 2 条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員に対する第 6 条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第 1」とあるのは、「別表第 2」とする。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 7 条の 2 関係）

職員の区分 期間の区分	2 項職員	3 項職員	4 項職員	
			4 種	5 種
	円	円	円	円
1 年 未 満	35,600	70,000	42,000	21,000
1 年 以 上 2 年 未 満	35,600	70,000	42,000	21,000
2 年 以 上 3 年 未 満	35,600	70,000	42,000	21,000
3 年 以 上 4 年 未 満	35,600	70,000	42,000	21,000
4 年 以 上 5 年 未 満	35,600	70,000	39,600	21,000
5 年 以 上 6 年 未 満	35,600	63,000	37,100	21,000
6 年 以 上 7 年 未 満	34,300	56,000	34,700	21,000
7 年 以 上 8 年 未 満	33,000	42,000	32,200	21,000
8 年 以 上 9 年 未 満	31,800	28,000	29,800	21,000
9 年 以 上 10 年 未 満	30,500	14,000	27,300	21,000
10 年 以 上 11 年 未 満	29,300		24,900	21,000
11 年 以 上 12 年 未 満	28,000		22,400	18,900
12 年 以 上 13 年 未 満	26,700		20,000	16,800
13 年 以 上 14 年 未 満	25,500		17,500	14,700
14 年 以 上 15 年 未 満	24,500		15,100	12,600
15 年 以 上 16 年 未 満	23,500		12,600	10,500
16 年 以 上 17 年 未 満	22,500		10,200	8,400
17 年 以 上 18 年 未 満	21,600		7,700	6,300
18 年 以 上 19 年 未 満	20,600		5,300	4,200
19 年 以 上 20 年 未 満	19,600		2,800	2,100
20 年 以 上 21 年 未 満	18,600			
21 年 以 上 22 年 未 満	18,200			
22 年 以 上 23 年 未 満	17,800			
23 年 以 上 24 年 未 満	17,100			
24 年 以 上 25 年 未 満	16,700			
25 年 以 上 26 年 未 満	16,200			
26 年 以 上 27 年 未 満	15,800			
27 年 以 上 28 年 未 満	15,400			
28 年 以 上 29 年 未 満	14,800			
29 年 以 上 30 年 未 満	14,600			
30 年 以 上 31 年 未 満	14,400			
31 年 以 上 32 年 未 満	13,900			
32 年 以 上 33 年 未 満	13,300			
33 年 以 上 34 年 未 満	12,700			
34 年 以 上 35 年 未 満	12,200			
備考				
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号に掲げ				

る職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「4種」とは第2条第4項第1号の職を占める職員を、「5種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

(鹿児島県職員の農林漁業普及指導手当支給規則の一部改正)

第6条 鹿児島県職員の農林漁業普及指導手当支給規則(昭和38年鹿児島県規則第101号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第7条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和44年鹿児島県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例(令和4年鹿児島県条例第32号)第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた全期間

第14条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「100分の121.5以上100分の210」を「100分の116.5以上100分の200」に、「100分の143.5以上100分の250」を「100分の138.5以上100分の240」に改め、同項第2号中「100分の112.5以上100分の121.5」を「100分の107.5以上100分の116.5」に、「100分の132.5以上100分の143.5」を「100分の127.5以上100分の138.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の103.5」を「100分の98.5」に、「100分の123.5」を「100分の118.5」に改める。

第15条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「100分の51」を「100分の48.5」に、「100分の62」を「100分の59.5」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の49.25」を「100分の46.75」に、「100分の58.5」を「100分の56」に改める。

(鹿児島県職員の住居手当支給規則の一部改正)

第8条 鹿児島県職員の住居手当支給規則(昭和50年鹿児島県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の3中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「若しくは第2号」を削る。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第9条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和60年鹿児島県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「させた場合におけるその者の号給は」を「させる場合において、前3項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」に、「定める号給とする」を「定めるところにより、その者の号給を決定することができる」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(降格)

第21条の2 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の勤務成績を判断するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第22条第1項中「号給は」の次に「、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」を加え、「と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の号給)」を「に対応する別

表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第24条第1項第1号中「職員に」を「職務に」改める。

第34条第5項中「別表第7の2」を「別表第7の3」に改める。

別表第7の2を別表第7の3とし、別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2（第22条関係）

降 格 時 号 給 対 応 表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	59	41	41	33	33	42	38	45
26	62	42	42	34	34	44	40	45
27	65	43	43	35	35	46	42	45
28	68	44	44	36	36	48	47	45
29	70	45	45	37	37	52	52	45
30	72	46	46	38	38	56	57	45
31	74	47	47	39	39	67	61	45
32	76	48	48	40	40	80	61	45
33	78	49	49	41	41	82	61	45
34	80	50	50	42	42	84	61	45
35	82	51	51	43	43	85	61	45
36	84	52	52	44	44	85	61	45
37	86	53	53	45	45	85	61	45

38	88	54	54	46	46	85	61	45
39	90	55	55	47	47	85	61	45
40	92	56	56	48	48	85	61	45
41	93	58	57	49	50	85	61	45
42	93	60	58	50	52	85	61	
43	93	62	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				

88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28

9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	59	37	46
22	48	62	38	48
23	50	65	39	50
24	52	68	40	52
25	54	70	41	54
26	56	72	42	58
27	58	74	43	61
28	60	76	44	64
29	62	77	46	67
30	64	78	48	70
31	66	79	50	73
32	68	80	52	73
33	70	84	53	73
34	72	88	54	73
35	74	92	55	73
36	76	96	56	73
37	78	99	58	73
38	80	102	60	73
39	82	106	62	73
40	84	110	64	73
41	86	115	67	73
42	88	120	70	73
43	90	121	74	73
44	92	121	78	73
45	93	121	82	73
46	94	121	86	73
47	95	121	89	73
48	96	121	89	73
49	97	121	89	73
50	98	121	89	73
51	99	121	89	73
52	100	121	89	73
53	102	121	89	73
54	104	121	89	73
55	106	121	89	73
56	108	121	89	73
57	111	121	89	73
58	114	121	89	73

59	117	121	89	73
60	120	121	89	73
61	121	121	89	73
62	121	121	89	73
63	121	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			

109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

ウ 医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	52	43	51
28	56	44	52
29	59	45	53
30	62	46	54
31	65	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57

34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	

84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

エ 医療職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65

33	58	49	45	50	50	65
34	60	50	46	52	52	65
35	62	51	47	54	54	65
36	64	52	48	56	56	65
37	66	53	49	57	59	65
38	68	54	50	58	62	65
39	70	55	51	59	65	65
40	72	56	52	60	69	65
41	74	57	53	63	73	65
42	76	58	54	66	77	65
43	78	59	55	69	81	65
44	80	60	56	72	85	65
45	82	61	57	76	85	65
46	84	62	58	80	85	65
47	85	63	59	84	85	65
48	85	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		

83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

オ 医療職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	25	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35

16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93

66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			

116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

カ 海事職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	21	17	17	13
2	18	22	18	18	14
3	19	23	19	19	15
4	20	24	20	20	16
5	21	25	21	21	17
6	22	26	22	22	18
7	23	27	23	23	19
8	24	28	24	24	20

9	25	29	25	25	21
10	26	30	26	26	22
11	27	31	27	27	23
12	28	32	28	28	24
13	29	34	29	29	25
14	30	36	30	30	26
15	31	38	31	31	27
16	32	40	32	32	28
17	33	42	33	33	29
18	34	44	34	34	30
19	35	46	35	35	31
20	36	48	36	36	32
21	38	53	39	38	33
22	40	58	42	40	34
23	42	63	45	42	35
24	44	68	48	44	36
25	46	69	50	46	37
26	48	69	52	48	38
27	50	69	54	50	39
28	52	69	56	52	40
29	53	69	59	53	41
30	54	69	62	54	42
31	55	69	65	55	43
32	56	69	68	56	44
33	57	69	69	60	45
34	58	69	69	64	46
35	59	69	69	68	47
36	60	69	69	72	48
37	61	69	69	76	51
38	62	69	69	80	54
39	63	69	69	85	57
40	64	69	69	90	60
41	65	69	69	95	62
42	66	69	69	100	64
43	67	69	69	101	66
44	68	69	69	101	68
45	69	69	69	101	70
46	70	69	69	101	75
47	71	69	69	101	80
48	72	69	69	101	85
49	75	69	69	101	89
50	78	69	69	101	89
51	81	69	69	101	89
52	84	69	69	101	89
53	85	69	69	101	89
54	85	69	69	101	89
55	85	69	69	101	89
56	85	69	69	101	89
57	85	69	69	101	89
58	85	69	69	101	89

59	85	69	69	101	89
60	85	69	69	101	89
61	85	69	69	101	89
62	85	69	69	101	89
63	85	69	69	101	89
64	85	69	69	101	89
65	85	69	69	101	89
66	85	69	69	101	89
67	85	69	69	101	89
68	85	69	69	101	89
69	85	69	69	101	89
70			69	101	89
71			69	101	89
72			69	101	89
73			69	101	89
74			69	101	
75			69	101	
76			69	101	
77			69	101	
78			69	101	
79			69	101	
80			69	101	
81			69	101	
82			69	101	
83			69	101	
84			69	101	
85			69	101	
86			69	101	
87			69	101	
88			69	101	
89			69	101	
90			69		
91			69		
92			69		
93			69		
94			69		
95			69		
96			69		
97			69		
98			69		
99			69		
100			69		
101			69		

別表第 8 中「同条第 3 号」を「同条第 2 号」に改める。

(鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則の一部改正)

第 10 条 鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則(平成 2 年鹿児島県規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号ア中「第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改め、「第 28 条の 2 第 1 項」及び「(同法第 28 条の 3 の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削り、同号ウ中「又は第 2 号」を削

る。

（鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正）

第 11 条 鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則（平成 3 年鹿児島県規則第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（給与等の支払事務に関する規則の一部改正）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（鹿児島県職員の給与に関する条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額）

3 鹿児島県職員の給与に関する条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員に対する第 3 条第 1 項及び第 3 条の 2 第 1 項の規定の適用については、当分の間、第 3 条第 1 項第 1 号中「定める額」とあるのは「定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」と、第 3 条の 2 第 1 項中「定める額と」とあるのは「定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算に関する規則の一部改正）

第 12 条 再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算に関する規則（平成 13 年鹿児島県規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算に関する規則

第 1 号中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に、「第 28 条の 5 第 1 項に」を「第 22 条の 4 第 1 項に」に、「第 5 条の 2」を「第 5 条第 14 項」に改め、第 2 号中「第 10 項若しくは第 14 項」を「若しくは第 10 項」に改める。

（県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の一部改正）

第 13 条 県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（平成 16 年鹿児島県規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（降格時号給対応表）

第 17 条の 3 県職員規則第 22 条の規定の適用に当たっては、同条の降格時号給対応表については、別表第 6 に定めるところによる。

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6（第 17 条の 3 関係）

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	13	29
2	22	14	30
3	23	15	31
4	24	16	32
5	25	17	33
6	26	18	34
7	27	19	35
8	28	20	36
9	29	21	37
10	30	22	38
11	31	23	39
12	32	24	40
13	33	25	41

14	34	26	42
15	35	27	43
16	36	28	44
17	37	29	45
18	38	30	46
19	39	31	47
20	40	32	48
21	41	33	51
22	42	34	54
23	43	35	57
24	44	36	60
25	45	37	62
26	46	38	64
27	47	39	66
28	48	40	68
29	50	41	70
30	52	42	74
31	54	43	77
32	56	44	80
33	58	45	83
34	60	46	86
35	62	47	89
36	64	48	89
37	66	49	89
38	68	50	89
39	70	51	89
40	72	52	89
41	74	54	89
42	76	56	89
43	78	58	89
44	80	60	89
45	83	61	89
46	86	62	89
47	89	63	89
48	92	64	89
49	96	65	89
50	100	66	89
51	104	67	89
52	108	68	89
53	114	69	89
54	120	70	89
55	126	71	89
56	129	72	89
57	129	74	89
58	129	76	89
59	129	78	89
60	129	80	89
61	129	83	89
62	129	86	89
63	129	105	89

64	129	105	89
65	129	105	89
66	129	105	89
67	129	105	89
68	129	105	89
69	129	105	89
70	129	105	89
71	129	105	89
72	129	105	89
73	129	105	89
74	129	105	89
75	129	105	89
76	129	105	89
77	129	105	89
78	129	105	
79	129	105	
80	129	105	
81	129	105	
82	129	105	
83	129	105	
84	129	105	
85	129	105	
86	129	105	
87	129	105	
88	129	105	
89	129	105	
90	129		
91	129		
92	129		
93	129		
94	129		
95	129		
96	129		
97	129		
98	129		
99	129		
100	129		
101	129		
102	129		
103	129		
104	129		
105	129		

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第27号。以下「整備条例」という。）附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則第1条の3に規定する定年前

再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

（職員の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 整備条例附則第24条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の調整額規則」という。）第2条第3項第1号に規定する職員とみなして、同条第4項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の調整額規則第2条第3項第1号に規定する職員とみなして、同項及び同条第4項の規定を適用する。

第4条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「給与条例」という。）第8条の規定により給料の調整を行う職（以下「給料の調整額適用職」という。）を占める整備条例附則第24条第1項又は第25条第1項の規定により採用された職員（以下「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る整備条例第12条の規定による改正前の鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）第3条に規定する年齢（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における同条に規定する年齢に準じた当該職に係る年齢）に達した日が施行日の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の調整額規則第2条及び第3条並びに前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の調整額規則第2条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める施行日前に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「旧法再任用職員」という。）であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。）施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に整備条例第1条の規定による改正前の鹿児島県職員の給与に関する条例（次号において「改正前の給与条例」という。）及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第2条の規定による改正前の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正前の調整額規則」という。）第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。）施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の調整額規則第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（鹿児島県職員の通勤手当支給規則の一部改正に伴う経過措置）

第5条 次に掲げる事由が生じた整備条例附則第24条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）のうち、給与条例第11条第1項第1号又は第3号に掲げる職員であつて、第3条の規定による改正後の鹿児島県職員の通勤手当支給規則（以下「改正後の通勤手当規則」という。）第15条第1号に規定する常例にあるものは、給与条例第11条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。

(1) 整備条例附則第24条第1項又は第25条第1項の規定による採用（旧地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した日（旧地方公務員法第28条の3又は整備条例附則第23条第1項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は整備条例附則第24条第1項若しくは第25条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 整備条例附則第24条第2項又は第25条第2項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項又は整備条例附則第24条第2項若しくは第25条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第6条 整備条例附則第24条第2項又は第25条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する改正後の通勤手当規則第15条の規定の適用については、同条第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第27号）附則第24条第2項又は第25条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

（職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第7条 整備条例附則第24条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対する第4条の規定による改正後の職員の給料の特別調整額に関する規則（以下「改正後の管理職手当規則」という。）第3条の規定の適用については、同条第1号中「別表第5」とあるのは、「別表第6」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の管理職手当規則第3条第2号に掲げる職員とみなして、同条の規定を適用する。

（鹿児島県職員の農林漁業普及指導手当支給規則の一部改正に伴う経過措置）

第8条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の鹿児島県職員の農林漁業普及指導手当支給規則第4条第2項に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同規則第4条の規定を適用する。

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正に伴う経過措置）

第9条 暫定再任用職員は、第7条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第14条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び同規則第15条第1項の規定を適用する。

（鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則の一部改正に伴う経過措置）

第10条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第10条の規定による改正後の鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則（以下「改正後の単身赴任手当規則」という。）第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが改正後の単身赴任手当規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、

単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、給与条例第11条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が人事委員会と協議して定める職員とする。

- (1) 整備条例附則第24条第1項又は第25条第1項の規定による採用（旧地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した日（旧地方公務員法第28条の3又は整備条例附則第23条第1項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は整備条例附則第24条第1項若しくは第25条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 整備条例附則第24条第2項又は第25条第2項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項又は整備条例附則第24条第2項若しくは第25条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第11条 整備条例附則第24条第2項又は第25条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する改正後の単身赴任手当規則第5条第2項の規定の適用については、同項第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第27号）附則第24条第2項又は第25条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

第12条 施行日前に、第10条の規定による改正前の鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則第5条第2項第1号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第13条 整備条例附則第4条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

第14条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- (1) 暫定再任用短時間勤務職員 整備条例附則第5条
- (2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 整備条例附則第4条（前条の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた整備条例附則第3条

.....

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第33号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 職員を降格させた場合における当該職員の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第6の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第4条に次の4項を加える。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第6の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 前 2 項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員に適用される職務の級に応じた別表第 7 に掲げる額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される職務の級に応じた別表第 7 の 2 に掲げる額

5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額額の 100 分の 25 に相当する額を給料の調整額とする。

6 第 2 項、第 3 項及び前項の規定による給料の調整額並びに第 4 項に規定する調整基本額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5 の 2 (第 2 条関係)

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71

34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	

84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		

134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

別表第 7 の次に次の 1 表を加える。

別表第 7 の 2 (第 4 条関係)

調 整 基 本 額 表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,800円
2 級	6,100円
3 級	6,700円
4 級	7,300円
5 級	8,200円

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 27 号。以下「整備条例」という。）附則第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の規則第 4 条第 4 項の規定を適用する。
- 3 整備条例附則第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定を適用する。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 13 号）の適用を受ける職員の例による。